

# マンスリーレポートの手引き

## 1. マンスリーレポートの重要性

マンスリーレポートはクラブの1ヶ月の履歴であり、これによってクラブ会員の増減及び新入会員の氏名報告、例会の出席率、アクティビティ報告等を行う重要なレポートです。近年、多種に亘る報告書の種類があり、その提出で完了したつものの報告ミスが多発しています。

現在のマンスリー報告はWEBシステム「eMMR サバンナ」によって管理され、その内容は国際協会の My LCI と連動し、ライオン誌、地区への統一報告になります。報告内容に漏れがあった場合は、国際協会・ライオン誌・地区での共有ができませんので、報告期間が遅れたり、報告漏れは取り上げられないことにもなります。

マンスリーレポートの提出は、クラブ幹事の責任において、報告期間を守り、その月の活動内容に漏れが無いよう、また間違いが無いよう行ってください。

クラブ幹事の職務についてはライオンズクラブ役員必携（2015-2016年度版は77頁から）をご一読お願いします。

## 2. マンスリーレポート提出について

2005年7月より2010年2月まで、国際協会の WMMR とキャビネット及びライオン誌のサバンナという Web サイトによって報告が行われてきましたが、2010年3月より、両方のシステムを合わせた「eMMR Servanna(サバンナ)」というシステムが稼働、さらに2013年5月からは WMMR に変わって My LCI (マイ エルシーアイ) の稼働が始まり、サバンナを中心とした連動システムで通常の月次報告がされています。ここ数年で IT の開発導入はめざましく、オンラインでいろいろな処理ができるようになってきています。

このシステムでログインして、サバンナ画面から報告することで、国際協会、キャビネット、ライオン誌の3か所に報告を済ませたこととなります。

eMMR サバンナ→<https://www.servanna.net/general/common/login.php>



## 《提出期限の厳守》

毎月、会員動静、クラブ活動報告など当月末の報告を当月末までに完了すること。  
特に会員動静については、会費算出に使われるため、遅れることは余計な出費につながる  
ことになるので注意する。

## 3. 入力方法について

eMMR ServannA 解説を参考に、提出をしてください。【巻末資料を参照】

### □ アクティビティについて

これまで通り、アクティビティについて、項目ごとに詳細を設けて選択する方法です  
ので、実際に操作していただければ報告が完了いたします。  
ただし、クラブの記録として、テキスト入力欄にアクティビティの状況など、入力す  
るようにしてください。

次に、ご参考までに一般的なアクティビティについて下記に掲載いたします。

## ===== [アクティビティ算定基準] =====

### 1. 金銭アクティビティ・労力アクティビティ

(1) アクティビティの報告は、品名・金額・アクティビティ先・参加人員・時間を  
まとめたり省略したりせず、正確に入れてください。

例：(誤) ￥100,000      ○○市及び△△町の社会福祉協議会へ寄贈（1件）



(正) ￥70,000      ○○市社会福祉協議会へ寄贈  
     ￥30,000      △△町社会福祉協議会へ寄贈      (合計2件)

(2) 1人あたりの金額、時間の計算（各欄入力により自動計算されます。）  
金銭アクティビティ・・・合計金額÷正会員数（小数点以下四捨五入します）  
労力アクティビティ・・・労働時間×正会員数（小数点第2位を四捨五入）

## 《注意点》

- ① 労力アクティビティで家族の場合はアクティビティとして合算されますが、従業員  
及び第三者の場合は除外してください。
- ② 納涼会、クリスマス会に家族や一般通例の招待客を招待した場合の費用はアクティ  
ビティにはなりません。但し、ボランティア団体、市民の諸団体を招待した場合は  
その費用のみアクティビティとなります。
- ③ クラブで行ったアクティビティの場所が県外であったり、海外であっても、その移動にかか  
る時間は労働には該当せず、労力アクティビティとは認められません。  
例えば、視察や見学に他県に行ったら、現地について視察時間だけが該当し、視察時間

×人数＝労力アクティビティ(時間)となります。

- ④ 公園・海岸清掃等のアクティビティの時の食事代、交通費（ガソリン代）は金銭アクティビティになりません。
- ⑤ 共同募金はそれに要した労力はアクティビティになり、募金された金額は送り先に贈った時にアクティビティとなります。わかりやすくするために、労力・金銭いずれも同じ月に一括報告をしてください。
- ⑥ ライオンズクラブの周年行事式典出席に伴う祝儀等は、一切金銭アクティビティとはなりません。また、出席されたことも労力アクティビティとはなりません。

## 2. 国際関係・LCIFについて

ライオンズクラブ間の姉妹提携（国内外を問わず）に要した費用はアクティビティになりません。但し、相手クラブを通じて〇〇施設に寄贈した等の場合はアクティビティとして計上されます。

LCIF 寄付金を送金する場合のライオンズ為替レートは必ずご確認ください。  
LCIF への送金は、国際会費やクラブ用品等の代金と一緒に送金しないで、単独でお振込みください。

献金の送金手続きはクラブ毎に すべて違う番号で 3種類割り当て(※)られている中の、(2)の振込口座番号を使います。サブナにログインをしていただくと、最初の画面左の一番下に、クラブで使う専用口座番号が下図の通り、表記されていますので、そちらでご確認ください。

The screenshot shows the 'International Association Transfer Account' page on the eMMR Servanna website. The page title is '国際協会への送金専用口座'. Below the title, there is a notice: '2010年1月より、国際協会への送金(振込)方法が変更となり、従来の5連式振込用紙による文書振り込みは廃止となりました。各クラブへ個別に割り当てられた、下記3種類の送金専用口座へ、キャッシュカードをご使用の上、ATMから振込みをお願い致します。詳細は2009年12月号のライオン誌をご参照ください。' Below this notice, there are three account types listed: (1) 入会金、国際会費、クラブ用品費、終身会員費、レオクラブ会費等 (2)(3)以外の送金: みずほ銀行 第5集中支店(797) 普通 1234567 (※); (2) LCIF寄付金: みずほ銀行 第5集中支店(797) 普通 2345678; (3) チャーター費、国際大会登録に伴う送金: みずほ銀行 第5集中支店(797) 普通 3456789. The account numbers 1234567, 2345678, and 3456789 are highlighted with a black box. On the left side of the page, there is a navigation menu with buttons for '質問/サポート', '会員動静', 'クラブ活動報告書', 'MR集計表', 'クラブ管理', 'クラブ役員確認', '会員管理', '家族会員', 'ライオン誌アンケート', 'ライオン誌控前', 'ライオン誌取材依頼', and '国際協会送金専用口座' (which is circled in red).

図にありますように、3つの口座番号はそれぞれ、

- (1) 入会金・国際会費・クラブ用品代・終身会員費・レオクラブ会費など
- (2) LCIF 寄付金 (20\$などのクラブ献金、MJF 献金、その他寄付)

(3) チャーター費、国際大会登録料など  
送金の種類によって、その番号を使って振込みます。

### 3. YCE関係について

- (1) 派遣生の場合、渡航費全般（往復航空券、パスポート費用、旅行保険等）は、スポンサークラブの負担となり、アクティビティとして計上できます。
- (2) 受入の場合、滞在中の食費を含む宿泊等の金銭はホストクラブが負担をし、アクティビティとして計上できます。したがって、ホストファミリーの金銭、労力はアクティビティとなりません。キャビネット主催のYCE関連行事への出席、官公庁主催の関連行事への参加はアクティビティとなりますが、クラブ行事等への会員の参加（例会等に一緒に参加した会員）はアクティビティとなりません。

#### (1) YCE労力アクティビティ

##### ① 基本アクティビティ

受入YCE生×24時間×滞在日数

##### ② 追加アクティビティとして認めるもの

- (ア) 受入YE生の外出にライオンズメンバーが同行した場合  
外出時間×1名（すなわちメンバー1名分だけ認める）
- (イ) 派遣・受入YCE生空港への見送り、出迎え  
所要時間×出席メンバー
- (ウ) キャビネットが主催するYCE関連行事（オリエンテーション・報告会等）  
所要時間×出席メンバー

※キャビネットYCE役員の労力アクティビティを所属クラブのアクティビティに加えることはできない。

※受入YCE生を迎えて、クラブメンバーがパーティその他の行事を行った場合も、これに要した時間×1名のみがアクティビティとして認められる。

#### (2) YCE金銭アクティビティ

##### ① 基本アクティビティ

スポンサークラブが派遣・受入YCE生及び受入家族に送った金品。  
（品物は時価）

##### ② 追加アクティビティとして認めるもの

- (ア) クラブが負担した受入YCE生のホスト家庭外における食事代、交通費、写真代、観覧料など。
- (イ) YCE生の派遣または受け入れのためにクラブが出費した宣伝広告費。

※派遣・受入YCE生の歓迎会などで、クラブがメンバーから徴収した会費及びメンバー自身の飲食代、交通費は金銭アクティビティとして認められない。

※受入家庭が負担したYCE生に対する食事代、御土産代等をクラブの金銭アクティビティ

ィに加えることはできない。

※キャビネット及び複合地区が主催する行事に出費した交通費、登録料は金銭アクティビティとして認められない。

#### 4. チャリティーについて

チャリティーゴルフ、バザー、カラオケ等はアクティビティ資金獲得のための手段で、それ自体は奉仕活動ではありません。

したがってチャリティー活動自体の金銭・労力はアクティビティにはなりません。

##### 《注意点》

- ① チャリティー行事においては、出演料・入場料・看板等の金額及び協賛金は一切アクティビティになりません。すべて支払った純利益金の中で、実際に献金した金額のみをアクティビティに計上してください。
- ② メンバーのショー観覧等の時間はアクティビティにはなりませんが、当日の受付時間は計上できます。ただし、外国人留学生や身体障害者、老人等を招待した場合のそれに伴う金銭、労力はアクティビティになります。
- ③ チャリティーゴルフの場合、看板等や準備はアクティビティになりませんが、実行に当たっての時間を含め、集合から解散までを労力アクティビティとしてください。
- ④ チャリティーゴルフの場合には、登録料・協力金等は一切アクティビティになりません。すべてを支払い、実際に献金した金額のみが金銭アクティビティとなります。
- ⑤ メンバーのプレー時間、表彰式参加時間等は、準備時間を含めてアクティビティになりませんが、該当クラブ主催で、かつライオンズクラブメンバー以外の一般参加者が多数ある場合に限り、その設営、運営等にかかった時間は、アクティビティになります。したがって一般的にライオンズクラブメンバーのみのチャリティーゴルフコンペでの労力アクティビティは計上されません。

#### 5. 献眼・献血事業関係について

- (1) 献眼登録があった場合には必ず会員か一般かの区別を入力すること。
- (2) 献眼提供者があった場合には、必ず会員か一般かの区別と提供者氏名を報告してください。
- (3) 献血の場合

全血血液	会員 ( ) 人、一般 ( ) 人、合計 ( ) 人
	200cc × ( ) 人 = ( ) cc
	400cc × ( ) 人 = ( ) cc          合計 ( ) cc

※1ヶ月に2回以上実施した場合は、当月合計数を入れてください。

※全血血液には成分献血を含めないでください。

\*近年、入力欄を間違えてしまうクラブがたびたびありますので、お気を付けください。報告欄を正しく使いませんと、集計に反映されません。

## 《注意点》献血アクティビティの献血量報告について

- ① クラブ主催の場合・・・献血全量
  - ② 自治体、公共団体主催の場合・・・会員並びにその関係者分のみ献血量に限定
- 自治体の呼びかけでLCがこれに協力し「共催」の名称が付された場合は②とする。
  - LCの呼びかけで自治体がこれに協力し「共催」の名称が付された場合は①とする。

## 6. レオ・ライオネスクラブ関係について

- (1) ライオネスクラブへの助成金は、金銭アクティビティになりません。
- (2) レオクラブに対する金銭・労力はアクティビティに計上してください。
- (3) レオ・ライオネス両クラブのアクティビティは、レオ・ライオネス自体の活動報告とは別に、スポンサークラブのアクティビティとしても報告してください。

## 7. エクステンション関係について

- (1) 新クラブ結成（EXT）のために支出された金額、労力は共にアクティビティになりません。ただし、レオクラブ結成のために支払われた金銭・労力はアクティビティとして認められます。
- (2) 新クラブ結成に際し、新クラブに記念品及び金銭を贈った場合は、スポンサークラブであっても、そうでなくてもアクティビティになりません。

## 8. その他

- 葬儀に関するものは特定の一個人に対する儀礼・交際費であると考え、クラブのアクティビティとして計上するにそぐわないので、金銭・労力共に対象となりません。
- 上半期会費請求にある、「**青少年育成基金**」は**青少年関係**の**青少年育成基金**として、「**アイバンク拠出金**」は**視力奉仕**の**アイバンク支援**として、それぞれ支払いした月に金銭アクティビティに計上できます。  
「**災害見舞積立金**」は**地域社会奉仕**の**災害救援**として、「**ライオンズクエスト協力金**」も**青少年関係**の**ライオンズクエスト**として金銭アクティビティを計上してください。
- ライオンズクエスト活動については現在、地区特別委員会の扱いで活動がされており、クラブアクティビティの報告に該当しません。  
特別に資金負担をクラブがしていたり、活動の経緯でクラブメンバーによる労力アクティビティが発生した場合のみ、計上できます。  
また、地区とは別に、複数のクラブがスポンサーとして四大交付金事業として申請を行う場合はクラブアクティビティとなります。
- クラブが四大交付金事業のスポンサーとなった場合、「ライオンズクエスト」としてのアクティビティ報告は次の通りです。

- ① 報告項目としては、青少年関係の学校活動支援として労力及び金銭について活動状況を報告してください。
- ② ワークショップやセミナーに参加するための参加費はクラブ負担の場合、金銭アクティビティに計上できます。(地区主催のワークショップなどは対象外)
- ③ 学校の先生や教育委員会訪問などの必要な打ち合わせ等については、メンバー数×時間を労力アクティビティとして計上できるが、打ち合わせに飲食を伴った金額は金銭アクティビティとはできません。
- ④ ワークショップなどの際に、設営の係りになったメンバーはその時間数を労力アクティビティとして計上できます。
- ⑤ 各所への土産代などは金銭アクティビティに含まれません。
- ⑥ 設営のための備品購入などをクラブ負担とした場合、金銭アクティビティとして計上できます。(立替として交付金会計に請求した場合は計上できません)
- ⑦ 地区役員としての活動は、クラブアクティビティには含まれません。